

1 総論

1.1 はじめに

本市は、平成 17（2005）年の広域合併を経て、平成 19（2007）年 4 月に本州日本海側初の政令指定都市として歩み始めました。これに併せて、これまで地域によって異なっていたごみの出し方の統一を図るため、6 月には「一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、ごみの有料化や 10 種 13 分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始（巻広域は平成 30（2018）年 4 月から）しました。

この新しい制度のもと、市民・事業者・市が一体となってごみの減量と資源化について熱心に取り組んだ結果、家庭系ごみ量が約 3 割減少するとともに、リサイクル率が大幅に向上するといった成果をあげました。

平成 24（2012）年 2 月に改訂した「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）では、「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念に掲げ、情報紙やごみ分別アプリによって、ごみの分別や出し方をはじめ、ごみ減量やリサイクルに関する情報を積極的に発信したほか、マイボトルやリユース食器の普及促進、ライフスタイルに応じた家庭系生ごみの減量とリサイクルなど、さらなる 3R の推進を図ってきました。

また、平成 27（2015）年 4 月から「新・事業系廃棄物処理ガイドライン」を本格実施し、3R の考え方にに基づき、事業活動に伴う廃棄物の適正な分別方法について周知を行った結果、事業系ごみ量が減量されました。

こうした取り組みにより、人口 50 万人以上の都市におけるリサイクル率は第 2 位を維持する成果をあげましたが、一方でごみ量は横ばいの状況で推移しています。

前計画が平成 31（2019）年度末に計画期間を終えることから、平成 31（2019）年 3 月 19 日に新潟市清掃審議会に「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等」について諮問し、その後の審議を経て、令和元（2019）年 9 月に今後のごみ処理等の方向性について答申を受けました。

この答申を踏まえ、さらなるごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指して、超高齢社会などの社会的な動向はもとより、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs（エスディーゼズ）」といった国際的な潮流も考慮し、次期「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

なお、本計画は、ごみ処理の基本計画を定めたごみ処理編と生活排水処理の基本計画を定めた生活排水処理編で構成しました。

【コラム 1】SDGs（エスディーゼイズ）とは？

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、誰一人取り残さないとの誓いの下、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030 年を期限とする 17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の 3 層構造で構成されています。

先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

廃棄物分野に関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物循環利用のさらなる促進
- 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
- 災害廃棄物対策
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 未処理排水の半減などによる水質改善



1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第3条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、関係法令や各種制度等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけるものです。

なお、具体的事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

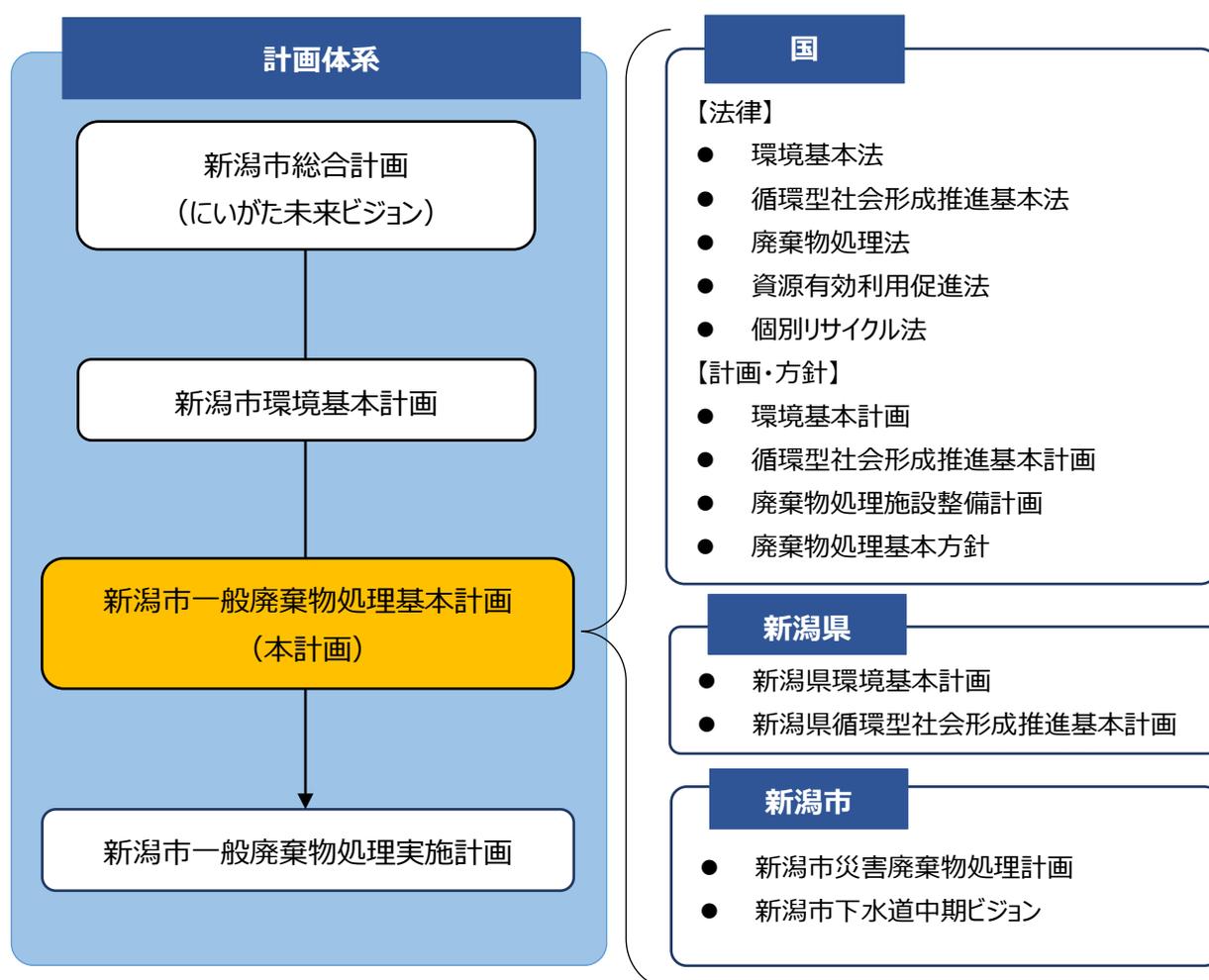


図1 法体系図

1.3 計画の概要

本計画は、現状・課題を踏まえ、ごみ及び生活排水の適正な処理を進めるために必要な基本的な事項を定めています。

策定にあたり、新潟市清掃審議会の答申を受け、パブリックコメントを行いました。

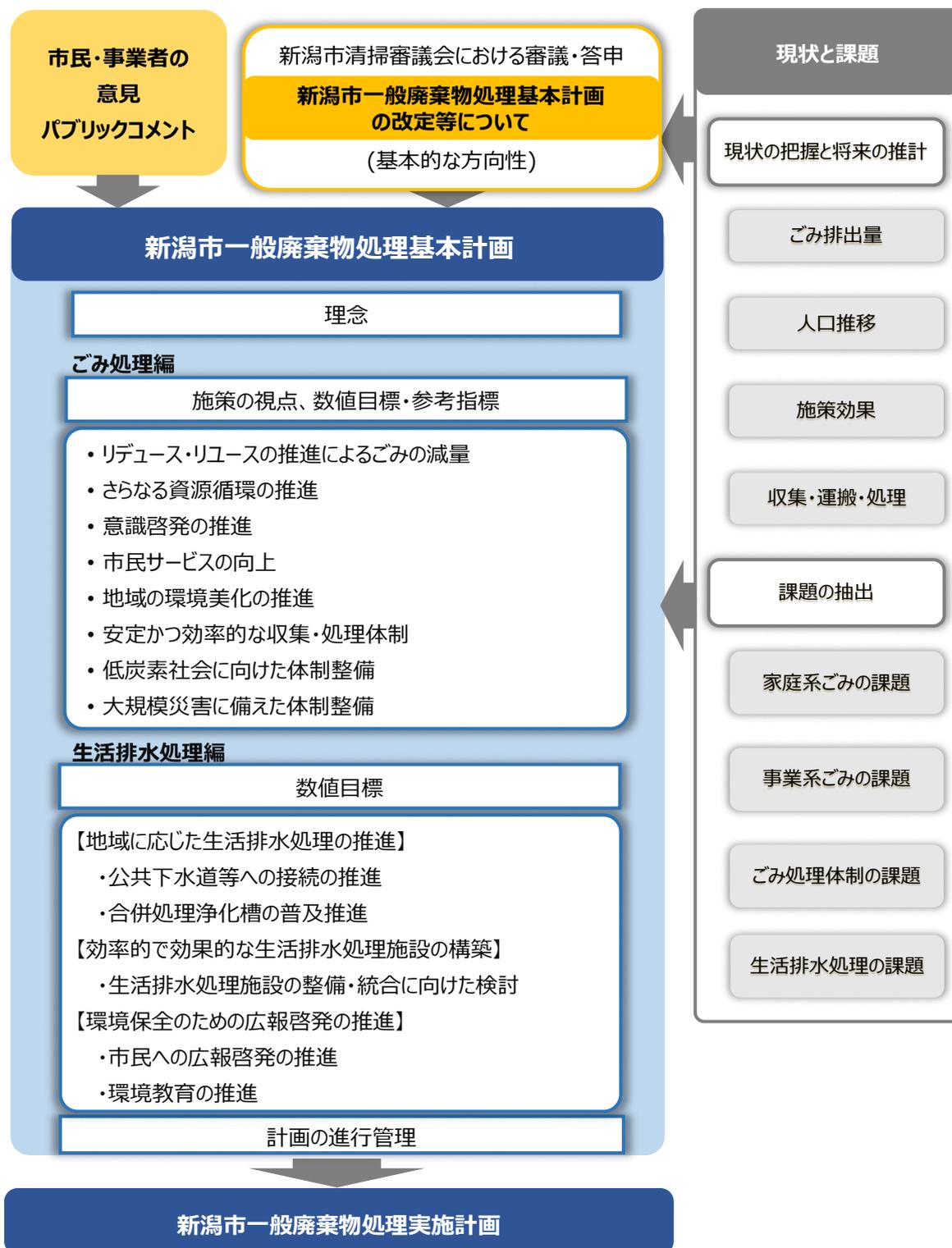


図 2 計画の概要

1.4 計画期間

計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年とします。

なお、令和 6（2024）年度を中間目標年度とし、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合に適宜見直しを行います。

表 1 計画期間

年度	平成	令和										
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
項目	前計画		計画期間（10年）									
	計画改定に向けた 清掃審議会における審議		【計画の見直し】 ・施策の点検 ・現状課題の整理 ・新たな目標検討									
		計画改定					中間目標年度					最終目標年度

1.5 計画の推進体制

本計画の各施策は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協働して推進していきます。

市民の役割

排出者としての責任

- 一人ひとりがごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみをなるべく出さないライフスタイルに見直します。分別の徹底など、ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- 地域の集団資源回収など、リサイクルに取り組むほか、一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。
- 地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

積極的な活動

- 地域コミュニティに根差した3 R活動を展開します。

事業者の役割

排出者としての責任

- ごみ排出者として最終処分まで責任を持つとともに、ごみをなるべく出さない事業活動を計画的に推進します。
- ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- 地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

生産者としての責任

- 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを発生させないような工夫をします。
- 環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に取り組みます。

市の役割

ごみを出さないための仕組みづくり

- 市民・事業者が、ごみ減量や資源化に取り組みやすい仕組みを構築します。

安心して効率的な処理体制の構築

- 環境負荷の低減を念頭に、安心して効率的な収集運搬、処理・処分体制を構築します。
- 地震等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進めます。
- 効率的で効果的な生活排水処理を推進します。

つなぎ手としての役割

- 市民・事業者をつなぐ役割を担います。

排出者としての責任

- ごみ排出者として、ごみをなるべく出さない活動を率先して推進します。
(地球温暖化対策実行計画(市役所率先版))

1.6 計画の進行管理

「PDCA サイクル」により計画を管理し、毎年度の進行管理とともに、令和6(2024)年度を中間目標年度と定め、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、進捗状況や評価結果については、新潟市清掃審議会へ報告するとともに、市民・事業者公表します。

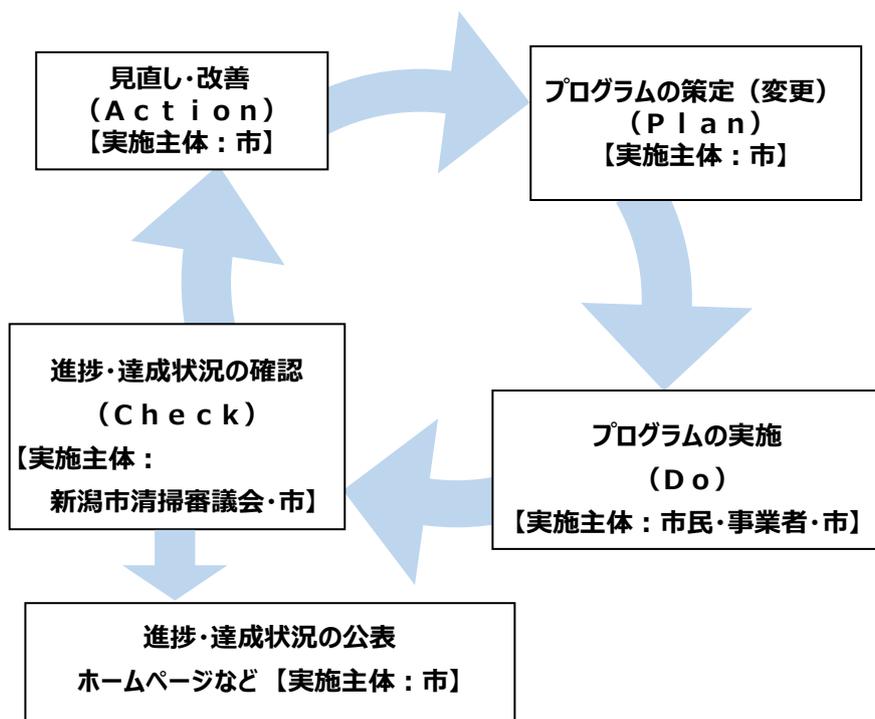


図3 進行管理の流れ

